

平成22年度特定侵害訴訟代理業務試験

論点〔事例問題2〕

問1 起案

空欄1. 並行輸入の抗弁の成立要件（真正商品性・内外権利者の同一性・品質の実質的同一性、最判平成15年2月27日〔フレッドペリー事件〕等参照）と具体的なあてはめ

空欄2. 商品の類似性に関する基準（同一営業主の製造又は販売にかかる商品と誤認されるおそれの有無、最判昭和36年6月27日〔橘正宗事件〕等参照）と具体的なあてはめ

空欄3. 商標の類似性に関する基準（取引者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察・取引の実情、最判昭和43年2月27日〔冰山印事件〕等参照）と具体的なあてはめ

問2 小問

- （1）通謀虚偽表示（民法94条1項）と
 - （ア）その後に利害関係をもった善意の第三者（同条2項）、
 - （イ）包括承継人の第三者性（同条2項）
- （2）弁論主義における、
 - （ア）職権証拠調べの可否、
 - （イ）主張責任、
 - （ウ）自白の拘束力の有無